法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする。

第十七条の二第十四項を削り、同条第十五項中「第六項」を「第五項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第十七条の二の二第一項中「この項において」を「この項及び次項において」に改め、「。次項において「対象期間」という。」を削り、同条第二項中「企業立地促進区域に係る対象期間」を「提出企業立地促進計画の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間）に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を加え、「の規定を」を「、第四十二条の十二の四第一項中「前条第七項」を「前条第六項」に、「同条第八項及び第九項」を「同条第九項及び第十項」に、「同条第十項及び第十一項」を「同条第九項及び第十項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項中」を「同条第九項中」に、「同条第九項中」を「同条第十項中」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第十二項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項中「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項」とする。

10　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十二の五までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項及び第三項」と、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条並びに震災特例法第十七条の二の三第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を、「第四十二条の十二の四」の下に「、第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を加え、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、同条第七項中「第十七条の二第七項」を「第十七条の二第六項」に、「同条第八項及び第九項」を「同条第九項及び第十項」に、「同条第十項中」を「同条第九項中」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項中」を「同条第九項中」に、「同条第十項」を「同条第十項」に改め、同条第九項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）と、」と、同法第百四十四条の四第一項中「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項」とする」に改め、同条第十項を次のように改める。

10　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十二の五までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の三